## アドバイス・レポート

平成22年4月6日

平成22年 2月17日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた ヘルパーステーション ふれあいハート様につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイをいたしま すので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

	記
	1. 事業所としての機能を地域に還元されています。
	(理由)
	・地域の視聴覚障害の方にも対応できる事業所にする目的で、ガイドヘルパー養成研修会
	を主催され、亀岡地域にガイドヘルパー取得者が増え、地域に貢献されています。
	・地域の要望により、お墓のお掃除や庭の草抜き等、介護保険適用外の家事代行サービス
性口白头。	も行われています。(有料)
特に良かっ	2 利用者ごとのマニュアルが整備されています。
た点と	(理由)
その理由	・サービス実施計画に基づき、利用者のニーズや家庭環境に応え、自立支援や安全確保を
(※)	ふまえた手順書を作成されていて、安定した水準のサービスを提供することが可能にな
	っています。
	3. 利用者を支援するための、地域の関係機関や団体等との連携体制が確保されています。
	(理由)
	・居宅介護支援事業所や地域包括支援センターのほか、市役所や視聽覚障がい者協会等と
	の連携が図られています。
	1 組織の基本体制に問題があります。
特に改善が	(理由) 組織の運営や体制が整備されていません。
望まれる点	2 スタッフに対する研修計画が必要です。
٤	(理由) 新任者を含め、研修プログラムができていません。
その理由	3 質の向上のための取組みが望まれます。
(※)	(理由) 質の向上のための会議体制ができていません。
	○平成16年に設立され、利用者数も登録ヘルパー数も増え、事業を大きくされていますが、
	〇十成10年に設立され、利用有数も登録、ルバー数も増え、事業を入さくされていますが、 それに伴う組織の運営や体制整備が不完全なため、介護事業全体が大きな支障をきたして
	でかに任う組織の連貫や体制金幅が不元主なため、月暖事業主体が入さな文庫をさたして   いるように思われます。
	・職員参加の運営会議がないため、意思決定が困難です。
	・サービスの質に関わる様々な事項を含む事業計画の作成できていません。
	・課題が明確でないため、サービスの質の向上の取組が困難のようです。
	一
	  ○早急に実行されることを提案します。
具体的な アドバイス	・組織体制を整備し、全職員で取り組めるような体制の整備に取り組まれることが必要です。
	・職員が段階的に必要な知識や技能が身につけられるように、研修基準を早急に作成される
	必要があります。
	・介護サービスの質の向上に向けた計画を策定するため、早急に会議体性を発足されること ・
	が望まれます
	○地域の視聴覚障がい者ガイドヘルパー養成研修会を主催され、地域に貢献されている事は
	高く評価します。しかし、「高齢者に対する訪問介護」が主業務であることをふまえて、
	早急な改善に取り組んで頂きたいです。
Ī	

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果対比シート」に記 載しています。

ご検討をお祈りいたします。

## (様式6) 評価結果対比シート

事業所番号	2670600324		
事業所名	ヘルパーステーションふれあいハート		
受診メインサービス (1種類のみ)	訪問介護		
(計せく評価を受けた) サービス(複数記入 a)			
訪問調査実施日	平成 22年 3月 5日		
評価機関名	NPO法人きょうと介護保険にかかわる会		

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目	評価結果 自己評価 第三者評価			
I 介護サービスの基本方針と組織								
	(1)組織の理念・運営方針							
		理念の周知と実践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人の 経営責任者(運営管理者含む)及び事業所のスタッフ全員が、理 念及び運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。		А		
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意志 決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	В	В		
		(評価機関コメント	)	・理念「法令厳守・社会貢献・顧客重視」を掲げておられる。提供される サービス内容に理念が活かされています。 ・組織の役割分担は出来ていますが、運営に関する会合等を開催されてい ません。また全スタッフ会議(研修を兼ねて)も年2回のみで、スタッフの 意見交流の場が少ないです。				
	(2)計[	画の策定						
		事業計画等の策定	3	組織として介護サービスの向上に向けた計画を策定するとともに 着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課題を 把握している。	В	В		
		業務レベルにおけ る課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達成 に取り組んでいる。	С	С		
		(評価機関コメント	)	・法律改正に伴う整備や利用者のニーズに基づいて新ます。しかし、事業計画を作成されていません。 ・介護サービスの質の向上のための問題点は認識され で課題設定をしての取り組みはされていません。				
	(3)管理者等の責任とリーダーシップ							
		法令遵守の取り組 み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	A	А		
		管理者等による リーダーシップの 発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して 表明し、事業運営をリードしている。	A	A		
		管理者等による状 況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつ でもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	A	А		
	(評価機関コメント)		)	・遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組み・管理者は、組織全体をリードする立場として職員かます。また事業の実施状況を把握され、常に連絡がつす。	ら信頼を得 く体制がと	られていまれていま		
大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		結果 第三者評価		
<u></u>	<u> </u>					>14──□日田  四		

1織	の運	営管理					
(	(1) 人村	才の確保・育成					
		質の高い人材の確 保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な 人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	В	В	
		継続的な研修・O JTの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に 学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	В	В	
		実習生の受け入れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備 している。	В	В	
		(評価機関コメント	)	・人員の配置状況は基準を満たされていますが、常勤 比率等、改善する仕組みが構築されていません。 ・採用時研修や実習生受け入れ体制がありません。	職員と非常	勤職員の	
(	(2) 労債	動環境の整備					
		労働環境への配慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの 労働環境に配慮している。	A	A	
		ストレス管理	12	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な 取組みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分に くつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環 境を整備している。	В	В	
		(評価機関コメント	)	・有給休暇等、職員の労働環境水準の維持に配慮されて	ています。		
(	(3) 地址	或との交流					
		地域への情報公開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、利 用者と地域との関わりを大切にしている。	A	A	
		地域への貢献	14	事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A	
		(評価機関コメント	)	・地域の視覚障害の方にも対応できるように、ガイド- を主催し、ガイドヘルプ地域支援事業を実施されてい	ヘルパー養 ます。	成研修会	
+	'- <del></del> -	1 +# H	通	-T-/17-7-E-1	評価結果		
_	中項目	小項目	番	評価項目	自己評価	第三者評価	
钐	別な介	護サービスの実	施				
(	(1)情報						
		事業所情報等の提供	15	利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A	A	
		(評価機関コメント	)	<ul><li>ホームページやパンフレット等に、サービスの概要はすく情報を提供されています。</li></ul>	について、	わかりや	
(2)利用契約							
		内容・料金の明示 と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、利 用者に分かりやすく説明し同意を得ている。	A	A	
		(評価機関コメント	)	・重要事項説明をわかりやすく説明され同意を得られています。ま 険外のサービス料金が含まれる場合、その根拠などについて丁寧に れています。			
(	(3)個別	1					

	アセスメントの実 施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでアセ  スメントを行っている。	Α	Α			
	利用者・家族の希 望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、 利用者及びその家族の希望を尊重している。	А	А			
	専門家等に対する 意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	А	A			
	個別援助計画等の 見直し	20	定期的又は必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行ってい る。	A	A			
	(評価機関コメント	)	・アセスメントは、利用者のおかれている状況をしっれています。 ・個別援助計画は得られた情報を基に作成し、同意をサービス提供責任者は2カ月に1回は必ず全利用者宅を行えています。またモニタリングも行われています。	得られてい	ます。			
(4)関	- I 4) 関係者との連携							
	多職種協働	21	利用者の主治医をはじめ、関係機関との間で、連携体制又は支援 体制が確保されている。	А	А			
	(評価機関コメント	)	・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・市役連携体制が確保されています。	所・民生委	:員等との			
(5) サ	ービスの提供							
	業務マニュアルの 作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、スタッフに活用されている。標準的な実施方法は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものになっている。		A			
	サービス提供に係る記録と情報の保護	23	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、管理体制が確立している。	В	A			
	職員間の情報共有	24	利用者の状況等に関する情報をスタッフ間で共有化している。	В	A			
	利用者の家族等と の情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族との情報交換 を行っている。	В	А			
	(評価機関コメント)		・利用者ごとのサービス提供手順書が整備されていま ・サービス提供地区範囲広く、ヘルパーは殆どが直行 ス提供記録は10日毎までに事業所に届ける約束は、全 ・利用者の情報伝達は、関係サービス担当者全員に、 達できる体制が出来ています。	直帰であり 員守られて	います。			
(6)衛生	生管理							
	感染症の対策及び 予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、ス タッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っ ている。	A	А			
	事業所内の衛生管 理等	27	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	А	А			
(評価機関コメント)		)	・地域内の感染症発生時等、スタッフ全員に迅速に知 染対策予防・対応マニュアルを徹底したうえで、サー ようにされていました。 ・事業所内は衛生管理ができています。					

	(7)	<b>仓機管理</b>						
		事故・緊急時等の対応	28	事故や緊急時、災害発生時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	В	В		
		事故の再発防止等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止 のために活用している。	В	В		
		(評価機関コメント)		・事故緊急時のマニュアルはありますが、研修や訓練は今のところ行われていません。救命救急研修を4月全体研修に予定されています。 ・事故の報告書や記録を作成されていますが、事故の再発防止に活用されていません。				
					₹/m	<b>分</b> 田		
大項目	中項目	小項目	通番	評価項目	評価: 自己評価	<del>に 果</del> 第三者評価		
 IV利用	者保	<u></u> 獲の観点			, , =,,, ,,,	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
_ , , , , ,		用者保護						
	(1) (1)	人権等の尊重	30	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮した サービス提供を行っている。	В	В		
		プライバシー等の 保護	31	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもって サービスの提供を行っている。	В	В		
		利用者の決定方法	32	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	A	A		
	(a) <del>*</del>	(評価機関コメント		れていません。 ・サービス利用者の決定は公正・公平に行われていま <sup>-</sup>	す。			
	(2) 意見・要望・苦情への対応							
		意見・要望・苦情 の受付	33	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する仕 組みが整備されている。	В	A		
		意見・要望・苦情 等への対応とサー ビスの改善	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するとともに、 サービスの向上に役立てている。	В	В		
		第三者への相談機 会の確保	35	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知している。	A	A		
		(評価機関コメント	)	・利用者より苦情や要望があった時は、迅速に組織とされています。 ・契約時に、第三者窓口や機関を重要事項説明書にてパー変更相談窓口も説明されています。 ・サービス提供責任者が定期的に利用者宅を訪問し、だておられます。	説明され、	担当ヘル		
	(3)質(	D向上に係る取組	L					
		利用者満足度の向 上の取組み	36	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	С	С		
		質の向上に対する 検討体制	37	合部門の主献性の人グックが慎極的に参加している。	С	С		
		評価の実施と課題 の明確化	38	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施すると ともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	С	В		

(評価機関コメント)

- ・利用者の満足度を把握する調査(アンケート等)を今まで取り組まれたことはありません。 ・今回の第三者の自己評価記入は管理者一人にて記入されました。